

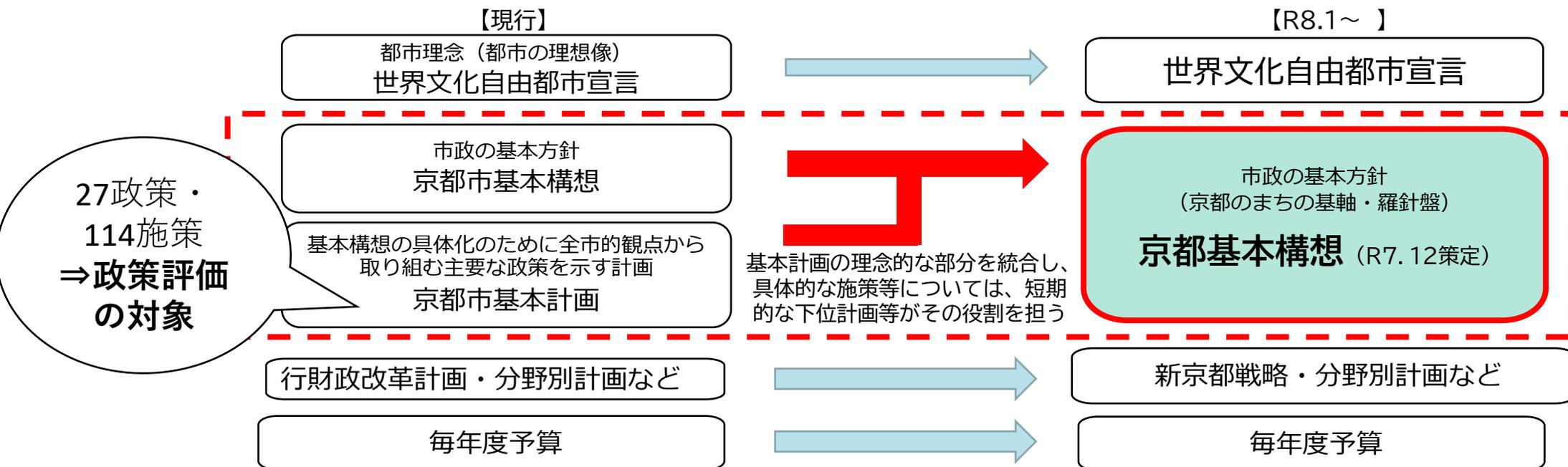
# 次期政策評価制度について

# 1 総合計画の体系変更（第1回委員会（R7.8.29）の振り返り）

- 現行の基本構想と基本計画の理念的な部分を統合し、基本構想をベースとした「京都基本構想」を策定
- 計画期間は、現行基本構想と同様、25年間（2026～2050年）

## <京都基本構想策定に当たっての本市の考え方>

- ・ 不確実性・複雑性が高く、先行きが不透明で、変化が激しい現代社会において、未来を予測することはますます困難になっている  
⇒ 時代に左右されない京都のまちの基軸、羅針盤として京都基本構想を描く
- ・ 複数の政策領域を跨ぐ課題に対応する分野横断的な計画を策定しており、基本計画の役割と重複  
⇒ 効率的な行政運営を行うことが必要



## ○「京都基本構想」は、序文及び5つの章で構成

### 序文

基本構想に通底している京都独自の3つの価値を示す。

### 第一章 京都基本構想策定の背景

時勢が複雑化の一途を辿る中で、世界文化自由都市宣言が掲げる「都市の理想」にいま一度立ち返り、京都市とわたしたち京都市民の今後四半世紀の在り方を展望するものとして、本基本構想を策定することを示す。

### 第二章 京都のかたち（※ 世界文化自由都市宣言の「自己の伝統の深い省察」に対応）

序文で示す3つの価値が生まれた背景、歴史的経過を示したうえで、それがいまを生きるわたしたち京都市民のくらしの中に受け継がれていることを示す。

### 第三章 世界・日本・京都市のいまと未来への課題（※ 世界文化自由都市宣言の「世界の現状の正しい認識」に対応）

世界、日本そして京都市が直面している、またこれから表面化しうる課題や危機等を示す。

### 第四章 わたしたち京都市民がめざすまち

序文で示す価値を未来に受け継いでいくため、3つの価値に紐づける形で、9つのめざすまちの将来像を描いている。

### 第五章 京都を生きるわたしたちのこれから（※ 世界文化自由都市宣言の「理想の実現に向けた市民の努力」に対応）

このまちで日々のくらしを営む京都市民はもちろん、京都市とさまざまな関わり方を有する方々も広く「わたしたち京都市民」として捉え、そうした人々と事業者や団体、行政、市会とともに、これからのまちの基盤を築いていくことを示している。

## 2 次期総合計画の体系の下での政策評価の方向性（第1回委員会（R7.8.29）の振り返り）

### 【京都基本構想（計画期間 25年間（2026年～2050年））】

- 時代に左右されない京都のまちの基軸、羅針盤として描き、めざすまちの姿を示す。
- 10年単位の基本計画は策定せず、具体的な施策等は、各分野別計画等がその役割を担う。

### 【分野別計画（計画ごとに期間は異なる）】

- 政策分野ごとに方針や取組等をまとめた計画

### 【新京都戦略（計画期間 4年間（2024年度～2027年度））】

- 市長任期である2027年度までの取組をまとめた計画（市長公約を盛り込んだ分野横断的なアクションプラン）
- 「京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例」に基づき策定。

### 【今後の政策評価の方向性】

- これまでと同様、**市政全般にわたり政策等を評価する。**  
評価対象とする政策・施策については、**現行基本計画の政策・施策を基に、各政策分野の方針等を示す分野別計画や本市の組織体系も参考としながら設定**する。
- 評価方法について、**毎年度の評価は指標のトレンドを追う**形とする。  
また、「京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例」に基づく計画の期間満了に際し、実施する計画の総括※に合わせて、政策評価の指標・市民実感も含めて多角的な分析・評価を行うことで、同条例に基づく新たな計画の策定に活かすものとしていく。  
※ 計画の実施状況の評価及び当該評価を踏まえた新たな計画策定に向けた検証

### 3 前回の委員会（R7.8.29）での主な御意見

「京都基本構想」（案）の公表を受け、次期総合計画の体系の下での政策評価の方向性等について議論を実施。

#### <評価対象>

- 政策評価としては、長期的・中立的なものを評価した方がよい。  
政策評価は、市政が着実に推進されているかどうかを評価するものであることから、その対象は、これまでと同様に市政全般を網羅すべきであり、現行の京都市基本計画に掲げている政策分野等をベースとしながら検討してはどうか。
- 検討に当たっては、次期総合計画の体系においては、京都基本構想で描くめざすまちの姿の実現に向けて、具体的な政策等については、分野別計画等の下位計画がその役割を担うことから、分野別計画等を参考としつつ、併せて、各局が自律的なマネジメントにより評価していけるよう、京都市の組織体系も踏まえる必要がある。

#### <評価の方法>

- 客観指標については、各政策分野の分野別計画等も参考としながら、適切な客観指標や目標値を設定する必要がある。  
また、指標については、中期的な視点に立って政策の目指す方向に向かって進めているのかトレンドを追うことが重要であり、一定期間ごとに多角的な分析・評価を行うことで、京都市の政策に活かすことを検討してはどうか。
- 市民生活実感については、現在、京都市において、京都大学との共同研究により、京都のまちの要素が市民のウェルビーイングにどのようにつながっているのかを検証する調査を行っているところであり、当該調査結果を踏まえ、現行の市民生活実感調査にウェルビーイングの要素を取り入れ、充実を図ってはどうか。

#### <分かりやすい情報発信>

- これまでのような基本計画を策定しないことで、京都市の政策の全体像や各政策分野の方針等を市民が把握しにくくなることが懸念される。今後、次期政策評価制度において、評価対象とする政策・施策を設定することから、当該政策・施策に各分野の方針や進捗状況等が分かる情報を紐づけし、ホームページで発信するなど、政策評価を入口として、京都市の政策等が総覧的に把握できる、分かりやすい情報発信の取組を検討してはどうか。

#### <評価対象（政策・施策）>

- 例えば、「大学」「国際」など、京都市の政策として実際に内包している取組が市民に見えにくく、（施策名について）一般的な「大学」「国際」という言葉でなく、市民目線で伝わるような、別の表現に工夫するだけでも大分印象が変わる。  
（※ 政策・施策の設定例については、主に「大学」「国際」の政策・施策のまとめ方について様々な御意見をいただいた。）

## 4 京都基本構想策定に伴う規定整備（市会基本条例の一部改正）

京都市が現行の基本構想と基本計画の理念的な部分を統合し、基本構想をベースとした「京都基本構想」として策定することを受け、京都市会において、市会基本条例が改正された。

### 京都市会基本条例（抄）

（市会の議決に付すべき事件等）

第18条

- (1) ~~京都基本構想基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止~~

（略）

- ~~2 市長は、毎年度、前項第1号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。~~

（略）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の京都市会基本条例第18条第1項第1号に規定する基本計画に係る同条第2項による報告については、なお従前の例による。

議決案件を基本計画から京都基本構想に変更

基本計画を策定しないことから、実施状況の報告を義務付ける規定を削除

条例改正後も、現行基本計画の計画期間中（～R7年末）の実施状況について、従前どおり、市会に報告を行うことが義務付けられた。

⇒ 令和8年度（令和7年度決算分）も基本計画の実施状況を報告する必要がある。  
基本計画の実施状況（報告）に政策評価結果を活用していることから、  
令和8年度（令和7年度決算分）も従前の政策評価を実施する必要がある。

## 5 京都基本構想策定に伴う規定整備（行政評価条例の一部改正）

基本計画を策定しないことから、市会の議決を経て、行政評価条例改正を改正（令和7年12月）

### 行政評価条例（抄）

第3章 行政評価  
第1節 評価の実施

（政策及び施策の評価）

第7条 市長は、毎年度、本市の政策~~（基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）~~及び施策~~（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）~~の達成度について、評価を実施する。

(1) 施行期日

令和8年1月1日

(2) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の一部改正に伴う適用区分

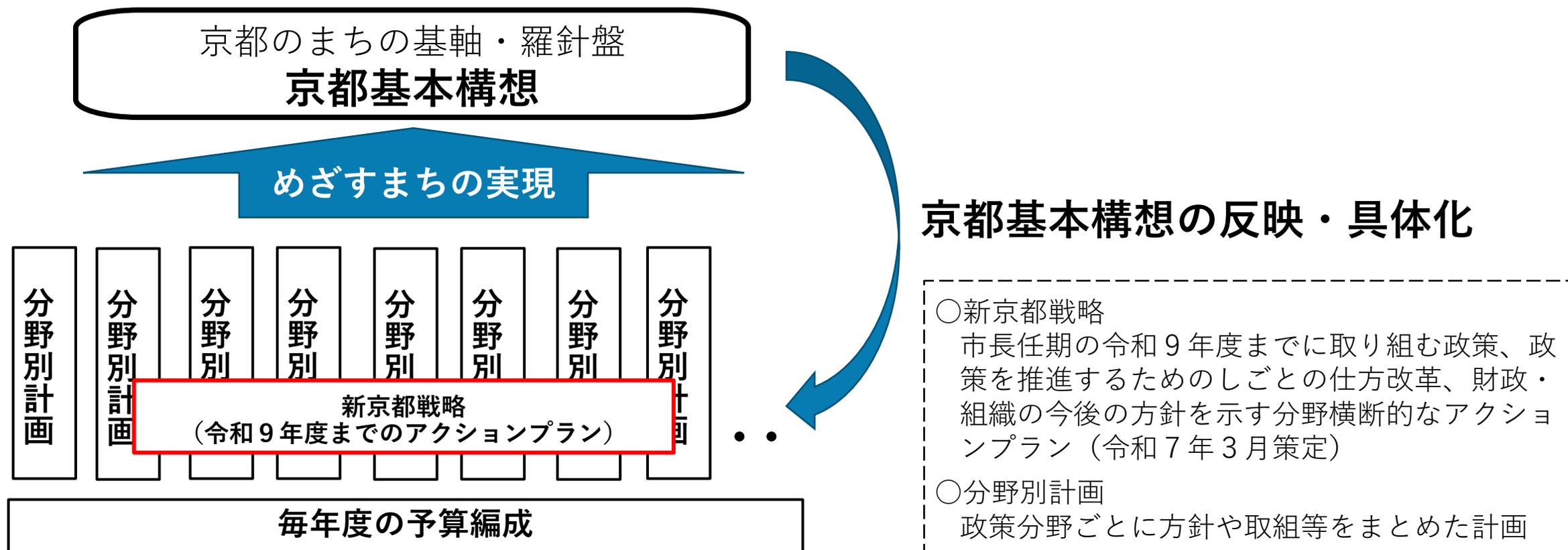
改正後の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例の規定は、令和9年度以後に実施する評価に適用する。

基本計画において定める政策・施策の記載（括弧書き部分）を削除

改正された市会基本条例の規定に基づき、令和8年度は、従前の政策評価（現行基本計画に基づく政策・施策の評価）を行うことから、次期総合計画（京都基本構想）の下での政策評価は令和9年度から実施

## 6 京都基本構想策定後の市政運営

今後、京都基本構想を拠り所として、政策を磨き上げ、新京都戦略や分野別計画、毎年度の予算編成に反映、必要な方策を具体化し、基本構想が描くまちの姿を実現。



## 7 次期政策評価制度の概要

各政策分野において、京都基本構想を拠り所に当該分野のビジョンやその実現に向けた方策を定めた分野別計画等により、取組を推進していくことから、次期政策評価については、分野別計画等を基に評価対象を設定することを基本に、現行の大きな枠組み（「客観指標評価」と「市民生活実感評価」の2つによる評価）は継承しつつ、効果的・効率的な評価制度の構築を目指す。

### ○現行政策評価制度と次期政策評価制度の比較

	次期政策評価制度の概要	現行政策評価制度
評価対象	<b>15政策 40施策（別紙）</b> <b>（第1回委員会での意見を踏まえ作成）</b>	現行27政策 114施策
客観指標	分野別計画等の指標を基に設定 （150程度を想定）	分野別計画等の指標を基に設定 （現行307指標）
市民生活実感	現行の市民生活実感調査に ウェルビーイングの要素を 取り入れて充実	「みんなでめざす2025年の姿」に 市民生活がどれだけ近づいているか （第三者的な視点）
評価の実施頻度	毎年度（評価方法は検討中）	毎年度（A～Eの5段階評価）
政策等の総覧性	<b>政策評価</b>	京都市基本計画

## 8 今後のスケジュール

- 令和8年1月～ 各部局と政策分野の基本方針、客観指標、市民生活実感等を調整
- 令和8年5月頃 令和8年度市民生活実感調査の実施（※現行政策評価制度）
- 7～8月頃 令和8年度第1回政策評価委員会  
・次期政策評価制度について
- 令和8年9月頃 令和8年度政策評価結果の公表（※現行政策評価制度）
- 令和8年12月～ 令和8年度第2回政策評価委員会
- 令和9年1月頃  
・次期政策評価制度について  
・令和8年度政策評価の結果
- 令和9年4月～ 次期政策評価制度の運用開始